

ん進んで、REITであるとか、CMBSというんですか、ああいった不動産そのものを証券化して、そしてそれが金融資産であったり負債であったり、そういったところに随分入ってきていると思うんですね。

だから、これを今のままで放置しておく、そういうところから毀損をしてとんでもないことになる。これはちょっと金融庁に対する質疑になるのかも分かりますが、やはり手を打たないといかぬのじゃないかと、こう思いますが、いかがですか。

○副大臣(峰崎直樹君) 全く私も同じように思っておりまして、あの当時、収益還元価格という考え方が、デイスカウト・キャッシュ・フローというシステムですが、それによって地価を逆算していかうということで、そこがうまくいき始めたのかなと思つた瞬間に実はこういう下がってくる。今おっしゃられたように、REITとか、証券化商品もそうですが、私は日本でもっと本当は発展してほしかったなと思つているのがリースモーゲージなんです。このリースモーゲージも実は、価格がこういうふうにならなくて、どこまで落ちていくか分からないときに、なかなかこのリースモーゲージが実現しないという問題があるので、やはりいろんな意味で私たちの生活あるいは金融、経済に与えている影響というものが非常に大きいなというのを感じておりますし、税を担当していきなすとはやはり税収ということも気になってまいります。

○前田武志君 そこで、この委員会におきましても国債についていろんな議論がありました。国債の健全な管理であるといったような観点あるいはプライマリーバランスであったり、いろいろあります。それで、専門家の意見も聴いているわけですね。

昨日の参考人の意見の中で、非常に私面白かったなと思うのは、日本の国債保有構造ということについての話がありまして、これは、日本の国債保有構造はお父さんとお母さんのやり取りだ、こう言うんですね。それは要するに、政府の赤字を家計の黒字で引き受けているといった構造を言うんですね。同じ家の中だからこの構造が成り立つということは、信認と愛がなければならぬ、こういうお話のようでございます。

信認というのはどういうことかという、やはり成長期待というものがある、そしてその成長戦略というもの、国家の意思というものがある。初めて信認されるといったような説明でございました。愛とは何や。これは、財政規律への配慮と、その意思だ、こういうふうな指摘をされておりましたね。友愛精神がここに表れてくるのではないかと、こういうような感じがするわけでございます。

そういう中でずっと議論を聞いておりまして、亀井金融大臣とそして菅財務大臣、それぞれお立場が違ふものですが、菅大臣も非常に苦しいところ、やっぱり規律の方、その愛の方をしつかりと受け止める立場なんだろうと思うんですね。亀井大臣の方はむしろその信認の方、このままじゃ大変じゃないかと、もっと財政出動しろと、国債じゃぶじゃぶ発行せよというぐらゐの、じゃぶじゃぶと言ったような感じがするんですよ、そのぐらゐの御意見もありました。

しかし、これはある意味、こういう専門家の意見を聞いておられます、これは市場のアナリストといえますか、そういった方でございましたが、国民の負担率といえますか税負担というのは確かに先進国の比較では低いと。したがって、私は、菅大臣が税議論、消費税議論というものを解禁し

てしっかりと議論を始めたというのはやっぱり責任の表れ、非常に私は重要なことであるし、そこは敬意を表するんですね。これこそ愛の表れかなと、こういうふうな思っています。

ということは、国民負担率というものが将来も少し上からざるを得ない、引き受ける潜在能力があるということ、それを現在価値に引き戻して考えると、それを担保にして国債を発行する潜在能力というものがあるのではないかと、こう言う考え方なんです。それは多分、市場がそういった判断をするだろうと。要するに、これ以上国債を発行するとんでもない事態になるぞということに対して、市場のメカニズムというのはそういった先のことをちゃんと織り込んで反応するんじゃないかということを示唆しているように思っています。

ということ、信認と愛との統合、これをそこに見出すことができるのではないかと、このように思ふものですが、非常に御苦労されている菅大臣、財政の規律とそして現下の状況の中で成長戦略を取り組まなければいけない、統合する一つの方向を示唆しているのではないかと、思うがゆえに、ひとつお考えをお聞かせください。

○国務大臣(菅直人君) かなり難しい御質問で、私もどのように答えていいのかわからずにお聞きをしていました。

今の国民負担率が他の先進国に比べてやや低いので、まだ負担の余力があるから、そういう意味で国債発行が今日まで低い金利で可能であったという、そういう認識は私も共通にいたしております。その上で、これからの問題として、まさに成長と財政規律という問題をトレードオフ的にどちらかを取るといふ考え方である、これはどうして矛盾の拡大になるのかと思っております。

私は思い切つて、表現はちょっと気を付けなきゃいけないんですが、国民負担率、時々峰崎副大臣とも話をしているんですが、負担という言葉をやめてシェアだと、分担だと。つまりは、負担と言ふと何かマイナスのイメージが非常に強いんです

が、そうではなくて分担なんだと。

今の時代のデフレ状況というのは、個人がお金を持つていても、お金のままで持つていたい、物に変えたくないというのが、つまり血流で言えば血液が流れない状況、お金が流れない状況、それがデフレの根底的な言わば原因だと思ひますので、それを強制的に血液を流す。ペースメーカーとか、場合によつたら人工心臓で血液を流すように、税でいただく、分担していただく代わりに、その分でちゃんと雇用をつくる。その分でちゃんと仕事をつくつて、雇用をつくつて、そこで新しいサービスであつたり物であつたりというものを供給して、それが新しい需要につながつてくる。特に、そういう需要につながつてくる分野に仕事をつくつていく。こうすれば、従来は税を上げるということ、これは景気にマイナスだというのが一般的な常識として語られてきたわけですが、そうではなくて、今のようないデフレ状況では、お金を循環させるためには、税と財政出動がリンクしたときに初めてお金が流れると。

問題は、その流す中身が時代に合つて、特に国民にとつて幸せになる、あるいは安心できるものになるかと、こういうふうな考えていいのではないかと。

そういう意味では、今日予算が成立する見通しに皆さんのおかげでなつておりますが、そういう中で、思い切つてそういう新しい財政出動と税の関係を成長と規律を共に両立させる形でつくり上げていけないかという、まあ難しい課題ではあります。そんなことを今のお話を聞きながら考えたところでもあります。

○前田武志君 今の菅大臣のお考えにその決意のほどを見るわけでございますが、実態がどうなつてきたかということになりますと、こういう結果を受けてそれぞれその地域、ここにおられる同僚議員の皆様方、そして総理を始め政府の大臣、政治家の政務三役の方々もすべて、選挙区で地域、地方で今大変な状況だということはもう本当に肌身にしみて危機感を持つて分かつておるわけでは

ね。もう地方に本当に仕事がなくなってきたと言っても過言じゃありません。地域活性化であつたり、そういったいろんな施策をいっぱい今まで打ってきているんですが、なかなかうまくいっていない。

そんな観点から、まず地域から自立できる経済をどういうふうに進めていくかという観点から少し議論をしたいわけですが、古川副大臣が来ておられますので、これ新成長戦略の中で、観光、健康、環境ですか、この三つの分野を特に重点を置いておられると思いますが、地域の活性化といえますか、そういう観点からどういうふうな短期的、速効的に効果のあることを考えておられるかお聞かせください。

○副大臣(古川元久君) たいだいま新しい新成長戦略、菅副総理が取りまとめの責任者として、その下で今六月の最終取りまとめに向けての議論を進めさせていたというわけですが、その中でもやっぱり地域の活性化というものは極めて重要な大きな視点になるというふうに考えております。

つい先日週末にも仙谷大臣とともに瀬戸内海の島であります直島という島を訪れまして、非常に活力に満ちている、そういう地域のどこにそういう源泉があるのかというところも視察をしてまいりました。これからの国の在り方を考えるに当たって、やはり地域からこの国を元気にしていくと、そういう視点の、是非これからの様々な示唆をいろいろな地域から学ばせていただきたいというふうな思っております。

その中で、今、前田委員の方から御指摘がありました地域の活性化という中で、例えば、私ども、今回の新成長戦略の基本方針の中でも、先ほどもちょっと地価のお話もございましたけれども、住宅リフォームを通じた流通市場の活性化や、固定価格買取制度の導入による過疎地経済の活性化、再生可能エネルギーの導入、推進と、そうしたものはいずれもこの地域経済の活性化に必要な施策であるというふうに認識をして、それ

を取り入れることといたしております。また同時に、木の文化の再生のために森林・林業の再生にも取り組むこととしておりまして、この点もまさに地域、特に今過疎地などを中心に大きな活性化の原動力になるのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、こうした問題を、地域、今どこも疲弊をしておりますが、そうした地域の活性化の活力を生むために政治のリーダーシップを発揮をして、地域に雇用とそして活力が生まれるように省庁の壁を取り払って努力をしまいたいというふうに思っておりますので、また委員からもいろいろのアドバイスをいただければというふうに思っております。

○前田武志君 今、古川副大臣から御紹介があったのは、主に民主党のマニフェストに載せてある、野党時代に随分みんなで議論をして練り上げてきた政策の幾つかだろうと、こういうふうな思っています。

そこで、資料を二枚お配りしておりますが、一枚目の資料ですね、これは野村総研のリチャード・クーさんが勉強会で使われた資料から引張ってきたわけなんです。要するに、日本の住宅というものは五千七百万戸ぐらい、実際に世帯が持っている住宅というのは五千万戸ぐらいあるようであります。この五千万戸の住宅というものは、二十五年ぐらいで無価値になって、三十年たつと平均するとこれ産業廃棄物になるんですね。この図はそれを如実に示しているわけですので、まして、六九年から統計を取っているんですね、

○七年まで。六九年から例えば二十五年ぐらいたちますと、大体累積価値がもう一定状況になってくる。二十五年以上たつと無価値になってくるわけですからね。右肩で名目GDPで見た累積民間住宅着工額というのは、累積額、ずっと価値を失わずに累積するところのぐらゐのものになるよと、四百五十兆円ぐらゐ価値を失っている。この上にあるのが、米国と同様に住宅が造られたと、そして米国と同じような町づくりがされた

と。要するに、米国等においては、個別の住宅と併せて、その住宅が集合してできる町の価値というものを非常に重きを置いて守っていく。この辺は菅副総理の専門分野だと思ふんですけど、そういうことで価値をずっと上げてきているところがあります。そういう想定でやると、六百五十兆円ぐらゐの損失だということなんです。

まず、こんなことを前提にしながら、今、古川副大臣が御指摘になったこの民主党の政策というのがその次のポンチ絵にあります。あえてここに持ち出してきておりますのは、住宅政策というのが関連して非常に統合的な政策なのでございまして、これを是非総理大臣として副総理に御認識を、御認識をというよりも確認をしたいという意味で書いてあるわけです。

民主党のマニフェストのナンバー四十四が住宅政策、住宅リフォーム大作戦と、こう言っておりますが、ここに二つの車輪があつて、この車輪がうまくきつちりと動くとこの左の方の目標に向かって進むよと。これは何かといいますと、左側が年間二百五十万戸の、五千万戸ありますからね、二百五十万戸やつても二十年掛かるんですよ。ワンサイクルそのぐらゐ掛かる。この省エネ・健康・耐震リフォームをやると。

なお、二百五十万戸というのはどこから出ているかといえますと、去年の厚生内閣で温暖化対策を練られました。中期目標検討委員会というのをつくって、その分析そしてその検討結果というものがレポートになっておりますが、そのレポートによりまして、九〇年比二五％炭酸ガスを削減しようとする、民生部門における、要するに民生部門が非常に今のところ省エネといえますが、排出量を抑えるに比べてまだまだ努力の足りない分野と、こういうことになっておりまして、この民生部門で九〇年比二五％削減するには、毎年、既存住宅二百五十万戸、省エネリフォームをしなければならぬという検討結果になっているんですよ。だから、それを引っ張ってきているわけですね。

で、二百五十万戸やつたって、これ二十年でやつとワンサイクルですから、住宅の寿命がそのぐらゐで今あるとすれば、リフォームなんというのは二十年ぐらゐではやらないけませんから、もうずっと連続して回っていくぐらゐのリフォーム需要というのが出てくるはずですよ。

しかしこれは、右側の輪っぱの流通市場がそろわなければ全く意味がありません。ということでは、マイホームが簡単に安心して貸せると。ライフステージに応じて、わざわざ高いローンで家を買わなくても、子育て世代はこういった子育てをやった環境のいい立派な広い家を借りて、ただし、そこには子育て支援の家賃政策なんというのが自治体でやるということが必要になってくるかと思うんですが、そしてまた、いつでも売れる、買えるというような流通市場、これが実はありません。これがないからリバースモーゲージができないんですよ。

その前提になる定期借家権というのは、これはもう菅副総理は一番御存じで、昔さんが代表のときに私に座長をやれたということで、この定期借家権をまとめて、与野党一緒になって借地借家権を改正した、議員立法でやった記憶があります。民主党は大反対だったんですが、この定期借家権を導入すれば、サラリーマン唯一の資産である家が価値を持つようになって、そして行く行くはリバースモーゲージが可能になるんだよということ

で説得したんです。十数年たつて全然進んでないんですよ。これを是非やっていただきたい。ということ、この二つがそろって、当然、既存の住宅というのは北海道から沖縄まであります。そして、その風土に合った住宅です。材料も地元の木材を使います。職人も地元の職人です。地域で経済がどんどん回ります。そして、資産価値が高まって、ほとんどが既存の住宅は木造ですから、もちろんマンションも含めてなんですけれども、二五％削減に、そして、木の文化の再生に、持続的な地域経済づくりにつながると、こういうシナリオですね。

下の方に書いてあるのは、実は自然エネルギー、マニフェスト四十三が固定価格買取制度、そしてマニフェスト四十五が二〇二〇年までに自然エネルギーで一〇%以上ということになっていますが、実は既に日本で七十幾つかの自治体でも自然エネルギーでその自治体を使うエネルギーを供給しているとか、一次エネルギーでいうと、それをオーバーするぐらい、風力だとか太陽だとかやっているところがあるんですね。少なくとも過疎地域についてのみ直ちにこれをやればどうかと。

過疎法がこの間通って、過疎法対象事業の中に自然エネルギーというのが入りましたね。これ、固定価格で全面的にやれという、これは相当の調整も要るし、制度設計も要るし、電力業界だとか大変な迷惑も掛けるわけですが、過疎地域に限れば、過疎法対象地域、面積で五四%、自治体の数で四割、薄く広く自然エネルギーは広がっていますから、せいぜい人口は千数百万人でしよう。そこで、このリフォーム大作戦をやれば、木材工場が動く、どんな木材の製材が始まる、製材工場の屋根に太陽パネルを張る、目の前の小川でマイクロ水力発電やる、そして、丸太から用材を取れば六割ぐらいは端材ですから、これでバイオマス発電やる。全部固定価格で買い取れば、そこにミニ発電会社がいつぱいできてくるわけです。

これは直ちにやれば直ちに効果が出てきます。これと住宅リフォームを組み合わせてやっていけば、即効性のある、成長戦略とまで言いませんが、そういうものにつながっていくと思うんですね。

そういった意味で、本格的な省エネというのは、二五%やろうと思えば避けて通れない住宅政策でございますから、ひとつ是非まずここに踏み込んでいただきたいと思います。

まずは菅副総理、そして総理に最後にお考えを、御見解をお聞きたいします。

○国務大臣(菅直人君) いろんなことを思い出し

ながら、前田先生とかつて取り組んだ問題が、せっかく定期借家権がいろんな党内の反対を説得してやったのに、生かしてこれになかったのを本当に残念に思います。

今のお話を聞きながら、実は三年前にドイツの黒い森に視察に行ったときに、多くのきれいな住宅の屋根にソーラーパネルがありまして、しかもドイツの田舎は人口が減っていないと。地域で取れたパンとかワインとかチーズで、週末に都市から半分観光客の人も来て、付加価値の高い農産物でもてなして、だから余りごみごみした都市に住みたくないう人は田舎を選択している。まさに、そこにソーラーパネルがたくさんあって、固定買取制度だということをまさに思い出しながらお聞きをしておりました。

確かに、いろんなアイデアがありながら、なかなか即効性のある形で、目に見える形でこういうものが実行できていませんので、まさに、これは多分総理からも同じような話があつて、余り先に言い過ぎると後で怒られるかもしれませんが、本当にリフォームとかそういうものと今おっしゃったクリーンエネルギーというものが組み合わさったそういうものが過疎地域にこそ最も効果的という提案は大変魅力的でもありますし、是非ともこうした形でこれからも御指導いただいて、具体化していくために頑張りたいと思います。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 前田委員の御持論を改めて拝聴させていただきました。

住宅リフォーム大作戦、私はこれは選挙の前、大変すばらしいアイデアだと、ですからマニフェストのトップにこれを掲げるべきではないかというところも申し上げたときもございましたが、余りにも規模が大き過ぎるということでそのトップにランクされることにはならなかったんであります。しかし、今改めて前田委員からそのお話を伺って、政府として、まさに即効性のある地域活性化の戦略、それだけではなくて、今国民の皆さんが一番望んでいる施策ではないか、そのよう

に思つて、すぐに取リかかつてまいりたいと思つております。

住宅リフォーム大作戦の真髄は、まさにこのエコのみならず耐震という部分あるいはバリアフリーというものも含めて行うべきだと、そのように私も同様に思つておるものでございまして、そのことによつてこれからの日本の社会、少しでも魅力ある家の中で住まわせていただくような環境をつくるのが何より大切だと。それに向けての様々な施策が、固定価格買取制度のようなものも含めて、御主張をされたところでございまして、このワンパッケージとしてしっかりと対応していけるようにすぐに検討したいと思つております。

○前田武志君 終わります。

○林芳正君 自民党の林芳正でございます。

今日は締めくくりに総理も来ていただきました。の質疑ということ、今まで予算委員会やりながらやりくりをしていただきまして、何回かこの三法案につきましても質疑をさせていただきました。また、それに先立つて菅大臣と亀井大臣の所信に対する質疑ということでもやらせていただきましたので、その中で理解が深まった部分と、私にとつては非常に驚くべき答弁もございましたので、そういうことを、今日はせっかく総理がいらっしゃつておられますので、副総理がおっしゃったということは内閣全体の方針だろうというふうな我々受け止めてやっていたわけですが、そのことを少し、総理の御確認もいただきながら、今日は質疑をいたしたいというふうに思つております。

前回の委員会でもございましたが、この三法案に入る前に若干憲法の議論を実はいたしたわけでございます。菅大臣の御持論ということで、日本は三権分立ではないというような御発言があつたものですから、ちよつと私もその真意を御確認したわけでございますが、総理にも御確認をいただきたいと思ひますけれども、立法院について、国権

の最高機関というふうに書いてございますが、一般の憲法学の理解ではこれは政治的美称説というように言うことも言われておりまして、こういうふうな書いてあるからといって、このほかの二権よりもこれが強いとか偉いということではないという理解が我々の理解でございますが、菅大臣はそこについては、芦部憲法学では美称説とかなんとか多分書いてあるでしょう、大間違ひですと。国会は国民が直接選んだ国会議員で構成されているから他の二権よりも権力的には上にあるんですよ。少し間を飛ばしますが、ですからそういう美称説というのは根本から日本国憲法の理解が間違つていてという意味で申し上げましたというふうな答弁をされておられますので、これは、総理共々、鳩山内閣の共通の見解ということよろしゅうございませう。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 菅副総理のある意味での高邁な理念に基づいた主張であらうかと思つております。どちらが権力が上にあるか下にあるかという議論よりも、やはり憲法、国民主権という原理の下での国権の最高機関であるというのは当然のことだと思つております。

いわゆる三権分立というのは、基本的な考え方はそのとおりだと私は思つておりますが、しかし、行政権は内閣にあるということでありまして、その内閣のトップはいわゆる国会で選ばれた総理大臣が行うということでありまして、完全な意味での独立ということではないということではないかと、私はそのように理解をいたしたところがあります。すなわち、議院内閣制の中ではこのような態様というものの、国の機関の三つの機能というものを規定すればそのようになるのではないかとこのことでございませう。

菅大臣の発言というのは、そういった、以上の規定に基づいた、踏まえたものではないかと理解をしておりまして、私としても、国会は内閣と殊更に対峙をする必要があるものではないと、そのように認識をしております。

ついで、国民主権で要するに権力を持った者が、機能は三権でチェック・アンド・バランスするけれども、権力は握るんだと、任期の間という考

がするんですが、さらに私は、菅さんの考え方はなるほど、そういうふうにお考えになっているんだなというのは分かったような気がしたのは、あえて言えばと菅大臣がおっしゃっていただいて、国民主権の下での均衡があるとすれば、あえて言えば任期があるということですよ、こうおっしゃっておられます。四年間という任期が衆議院にあって、参議院は六年間という任期があるんです。その任期内では多数を得た政党が中心になって行政権を握り、場合によっては立法院も、多数ですから、議院内閣制の場合は、立法権も実質的に握ると、こういうふうにおっしゃっているんです。

国民主権がダイレクトにある意味であずかつているのは国会だという意味であつて、機能の分立、その機能によるある種の、最高裁には憲法の、何といひましようか、判断ができるとかそういうものは機能の問題です。それは、税務署が税を取る、警察は泥棒を追つかける、機能としてはそれぞれの権限を持っています。

ですから、根源的な憲法、この日本国憲法は国民主権というものが大原則でありますから、その中で考えますと、国会と内閣の關係は、国会がある意味で国民から与えられた権限でもって国民に代つて総理大臣を選ぶ。そうすると、選ぶ側と選ばれる側が同じ権力とは言えませんが、権

ついで、国民主権で要するに權力を持った者が、機能は三権でチェック・アンド・バランスするけれども、權力は握るんだと、任期の間はこの考え方です。総理もよろしいということですね。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君)　基本的にそのとおりだと思っております。

　权力的にはそのような形になるわけであります。が、御案内のとおり、今お話がありましたように、選挙において勝利を得た、あるいは連立政権を占める、そして国会においても多数を占める、そして国会においても政権があるいは連立政権という形で行政権を握る。しかし、その間には、当然、だから何をやることもよいという話には

ですから、選挙で選ばれた多数党がその任期の間はもう何でもやるんだと、オールマイティーだと、立法院を握った者が、もう三権の分立の抑制と均衡についていろいろと憲法に書いてあることではなくて、やる。それはなぜそうなのかというと、任期があるから言わば抑制と均衡が働いているんだと、こういうふうには私は理解したんです、菅さんのお説はですね。しかし、その説でよろしいかということ、鳩山総理に聞いておるんです、いかがでございましょうか。

力という意味では国民主權からきていると。
明治憲法をひもとくまでもありませんが、明治憲法はその權力を天皇に与えてあつたわけです。天皇の下での三權分立はあつたかもしれませんが。天皇を超える三權分立は明治憲法でも必ずしも憲法上はなかつたんです。今のイギリスもそうです。イギリスは今度変わりますけれども、たしかに最高裁判所の長官も内閣メンバーでいるわけですから。
そういうことを考えますと、あくまで私から申

はならないと思つておりまして、やはり抑制と均衡という言葉がよろしいんでしょうか、抑制的に行動するということとは当然求められている話ではないかと思ひます。

○林芳正君　ちよつと私はびつくりしましたけれども、自律的に抑制するということと、仕組みが三権が抑制と均衡すると、それを憲法できちつと定めるということは全く違ふというふうに私は思つてゐるということをごで申し上げておきたいと思ひます。独裁とか、いろんなことが報道等

○国務大臣(菅直人君) 若干の補足をさせていた
だくと、権力の分立という考え方と機能の分立と
いう考え方は若干違うと思つてゐるんです。
ですから、実はこれ、ある方の、どなたか忘れ
ましたが、質問主意書があったときに、少し法制
局とも相談して、この四十一条の国会と六十五

し上げるのは、近代における民主主義の原則は国民主権ですから、その意味で申し上げているの
で、そんなに違わないとも言えると同時に、根本
のところは私はあえて言えば間違っていると思っ
ていましたから、私の持論ではありますけれど
も、その考え方を申し上げたわけですよ。

聞いているとあるんですが、そのことの基本的な考え方がこの憲法観から来ているのかなという印象を持たせていただきました。

それでは次に、マニフェストと中期財政フレーム、また財政健全化責任法案、我々が出させていたいただいたのですが、について議論をさせていた

の内閣とそれから司法についてそれぞれ引用しまして、確かに国会というものの、内閣というものの、裁判所というものと。それは機能は違ひ、場合によつては、さつき言われた抑制と均衡というものもある意味で機能としてそういうことがあるかもしれない。しかし、権力という意味では、この憲法はすべての権力の中心は国民主権で

○林芳正君 菅さんは余りぶれていないというか、一貫されておられると思うんですね。機能の話と権力の話をどう線を引くかというのにはちよつと理解し難いところがありますが。

ですから、やつぱり国民主権ということは、選挙で多数を握ったところは権力を持つんだと、ですからその権力を三権でチェック・アンド・バラ

だいたいと思います。

前回、財政健全化責任法案の御説明をここでさせていたにつきまして、菅大臣からも、できれば、こういうのは初めて見るけれども、こういう法律があつてこのとおり実行できるなら日本にとって大変いいことで、場合によっては党派を超えて是非やつてもらいたいなと、そう思つて眺めており

すから、そういう意味では、まさに国会が国権の最高機関であるというその意味は、権力としては

ンスするということは間違っていると、この間
おっしゃったとおりだと思いますが。そのことに

ましたと、ですから余りいちゃもんを付けないんだということ、大変好意的にコメントをしてい

いただきました。

その後、同僚の荒木先生の御質疑のときだったと思いますが、今この我々の法案も含めて精査をしておるんだというような御答弁がございましたので、これも含めて、この六月に中期財政フレームを出される時、またその後の中で、政府の決定、いわゆる閣議決定のようなものよりもう少し確実なものという意味でこれを法案化するという考え方が示されているような気がいたしますが、総理もそういう考え方を共通して持つておられるということでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) 先日の質疑で林議員あるいは荒木議員にいろいろ申し上げました。今、これをどういうふうに中期財政フレームとの関係で考えればいいのか、総理にもこの間御相談をさせていただいて、まだ結論をいただいているわけではあります。また結論をいただいているわけではあります。私が、一つの考え方として、法律という形でそういうものを、中期財政フレームとも整合性の取れたものを出すことで、国会という場でまさに国民的な議論として今の今日の日本の財政をどういう形で健全化するかと、こういう議論をするのも大きな意味があるのではないかと、ということで、今総理には御相談を申し上げている、そういう段階にあります。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今、菅副総理から話が、財務大臣からあったとおりでございますが、自民党の出された財政健全化責任法案、今ここで拝見させていただいているところでありますが、菅財務大臣、副総理としてもこういったものの必要性を強く感じておられます。すなわち、やはりこの国、経済というものは必ずしも十分立ち直ってはならないけれども、しかし一方で、財政は健全化をさせるというその道筋を示す責務があると。それは中期財政フレームというもので我々を示していくことになるわけですが、それを、何らかの法的手続というものが必要かどうかということから検討しようということになります。

ございまして、まだ結論は出ているわけではありませんが、このような責任法案を野党の自民党が出されたということ自体については敬意を表させていただきたいと考えています。

○林芳正君 ありがとうございます。我々も、法案を提出したという以上はこのとおりに行こうということで、政府、与野党一致できれば我々はこれ当然賛成するという意味で出しているわけでございますので、総理からも今そういうお話がありましたけれども、できるだけ早いうちにこれはやっていただけたらということをお私はお願ひしておきたいと思ひます。

中期財政フレームを六月に出される時に、これ何度でもこの委員会、また予算委員会でも申し上げていることですが、かなり日本の中もそうですが、外の方の注目もこれは浴びている。そして、きちっとした道筋でもつてこのフレームを作る。これは政治意思の発現ということにもなるかもしれないけれども、そういうことを示すことによって、ひいてはJGB、日本の国債の安定的な消化ということにつなげていくわけでございます。そういう意味ではなるべくグレードの低いといひますか拘束力の強いものの方が望ましいといひ、こういうふうな思ひつておりますので、そのことを改めてお願いをしておきたいと思ひます。

その法案にも書かせていただきましたけれども、やはり財政再建の目標というのはストックの、いわゆる債務残高の対GDP比を安定的に低下させるというのがあるんですが、もう一つ、やはりフローで毎年毎年の予算をなるべく均衡に近づけていく、プライマリーバランスをまずその一里塚として達成をするということがあるんでございまして、この間菅大臣とは少しやり取りをさせていただいて、余り厳しい目標を最初から立てるとなかなかできるものもできなくなるといふようなやり取りでございまして、中期財政フレーム、これから、まさに今日予算が成立する運びになりますと本格的に検討を始めていただくという

ことになりましたが、総理もやはり最初の目標としてはストックの目標だけでやっていこうと、こういうお考えかどうか、確認したいと思ひます。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) この自民党さんの当面の目標、ストックとフローと両方書かれていられるわけですが、当然まず最初に私どもがなさなければならぬのはストック全体を見渡すということだと理解をしております。

これからの議論、中期財政フレームをどのように作るかということの中にもかわつてくる話であります。我々のいわゆる借金体質、これをGDP比でどのように見るかというように設定をしようというものが求められていく一つではないかと、そのように理解をいたします。

○林芳正君 そこは今からお話になるというところであろうかと思ひますが、そのときにやっぱりどうしても、ここでも議論させていただきまして、けれども、マニフェストでお約束されたことをどうするかということが当然出てくると思ひます。

今日お配りをさせていただきましたのは、まさに民主党のマニフェスト、工程表、どういうことをやるかということと財源をどうやって持つてくるかという、右左に並べさせていただきました。これが全部やめたとして、全く今年度、今年度といひますか二十二年度、この四月からの予算で、今審議しております予算案で多少盛り込んだものがある、これ以外はもう全くやらないという前提で菅大臣のところでお作りになったこの機械的試算、いわゆる機械的試算、平成二十二年度予算の後年度歳入・歳入への影響試算というのがございまして。

菅大臣は余り、自分のところで出されたと思うんですが、お好きではないようでございまして、財務省が出すと言ったので私も止めませんでしたが、けれども、この間本音を語っておられますが、財務大臣であられますので、これは財務省が出さ

れたものということでも我々受け止めておりますが、これがまさに全く新しいことを、マニフェストでお約束していることをやなくてどうなるのかということでございますが、その差額を見ますと、差額、二十五年度には五十五兆円。これは、その他収入というのが税収のところにありますので、税外収入これだけ見込んでも結局この五十五兆が借金になると、こういう試算でございます。

中期財政フレームというのは三年間というふうにおつしやつておられますので、ちょうど二十三年度、二十四年度、二十五年度、マニフェストに掲げていることを全く全部やらなくてもこれぐらいになるということでありまして、今年の四十四兆から五十五兆になっていくと。そのときの税収は四十・七兆でございますので、今よりは若干、一兆円ずつ増えていくというような試算になつておりますけれども、楽観的だと思ひますが、それでも四十と五十五になつてしまつと。大変な財政の状況になるわけでございますので、やはり中期財政フレームをお作りになる時には、マニフェストの工程表をお作りになったこのまま左側をどういうふうな削つていくのかということをお考えないと、何もなくても五十五兆になる。

そうしますと、今年マニフェストで掲げたものをおやりになったのは実は三兆でございますから十三・二兆に、この上記以外の施策を入れて本当に十六・八兆やるといふことは、あと十三兆掛かるということなんだと思ひます。ですから、五十五兆に十三兆足すと六十八兆円の借金になる。ちよつと考えるにきいことなんでございまして、

しかし総理は常にこのマニフェストはもう絶対に約束どおりやるんだと、こういうふうにおつしやつておられますけれども、さすがに六十八兆の借金を出してやるということにはならないんじゃないかと思ひますが、総理、いかがでございますか。

○国務大臣(菅直人君) 既に総理の下に公約の検討の会議というものが設けられ、さらにその下に

マニフェストの検討の、これは政府と民主党、あるいは与党との合同会議というものも設けられ、実質的には予算成立後に議論が始まる、もう既に一部始まっているが、始まることになっております。

そういう中で、私は、やはり今年度の予算を踏まえて、今後のマニフェストについて基本的には実現を目指す努力するという姿勢は変わりませんが、やはり冷静に、予定どおりやったときにどの程度の財源が必要で、またその場合にはどういう仕組みが必要になるか、あるいは場合によっては、そうでない場合にはどういうことになるのか、そういういろいろなシミュレーションはやってみる必要がある。

つまり、総点検をする中で、当初の目標どおり実行することの努力はするという姿勢は現在変わってはおられませんけれども、しかし、やみくもに一切何も考えないでいくということではなくて、総点検をする中から、今後の方向性をそういう中期的な財政フレーム等とも勘案して考えていくことになるかと、このように考えております。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) これは林委員も御案内のとおり、私ども、マニフェストというもので選挙を戦った。戦った以上、マニフェストの実現に向けてこれからも努力することは言うまでもありません。

ただ、一方で、税収が大変に落ち込んだと、それがこれからもあと数年は続くという懸念が大変強いという新たな状況というものもございます。マニフェストに対しては、国民の皆様方との契約でございますだけに、連立与党ではありますけれども、そのマニフェストの実現に向けては世論の皆様さん、すなわち国民の皆様さんの御意見というものもしっかりと受け止めていく必要があるかと思ひます。

そのような中で、先ほど菅副総理から話がありましたように、実現というものに向けてこれからも努力する、そのために、やはり第二段階として

の事業仕分、歳出削減の努力というものを今以上にまた真剣に行わなければならないし、行うことになっておるわけでありますが、それでも難しいぞという部分もあるいは出てくる可能性もあります。そういったことをこれからマニフェストの検討委員会で真剣に検討していただきながら、結論を出していきたいと思っておりますのでございます。

○林芳正君 これはちょっと見解の相違かもしれませんが、総理、今税収が思ったよりも出なかったのということをおっしゃいました。このマニフェストが七兆と、三・六の四分の一になるんだというか、〇・九として、八兆円ぐらいのことを初年度でやるというふうな左側でおっしゃっていることができなかった理由は、右側のこれだけの財源を出すという財源の捻出ができなかったからだと私は思っております。

もし、例えば、じゃ逆に、九兆円、予算よりも減収だったということだったわけですが、じゃその九兆円減収がなかったらこの七・一兆プラス〇・九兆の八兆円分は全部やっていただくと、四十四兆円の国債出してですね、ということ、そういうお考えでございませうか。

○国務大臣(菅直人君) これは、予算委員会あるいはこの委員会でも何度となくいろいろそういう質問をいただきました。私どもは事業仕分等から二・三兆でしたか、それからいわゆる基金等からの返金は一兆、合わせて三・三兆の広い意味での無駄の削減というものを果たす中で、今回のマニフェストでは確かに暫定税率を当初の公約どおりの形で下げることはできませんでしたが、逆に言うと、マニフェストで実行したものに掛かった費用は三・一兆でありまして、つまりはこの二十二年度予算でいえば、マニフェストどおりではなかったかもしれないけれども、マニフェストで実行しているものについては無駄の削減等の中の内側でやってきたわけですから、逆に言えば、九兆円の税収減がなければ、単純に言えば国債をそれだけ出さなくて済んだ可能性はあります。そのときにどういう政治判断をしたかは分かりません。一部をやはりマニフェストを実行しようとしたとしても、それを超えるけれども実行しようとしたかもしれないけれども、少なくともこの二十二年度予算では無駄の削減の中でマニフェストの実行は行い、九兆円の税収減は言わば国債で賄う。これは二十一年度の補正も、御存じのように同じ形で処理をさせていただいたということです。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今、菅財務大臣が申したとおりであります。この九兆円という税収減がなければという仮定の話にはなかなか答えられないかもしれませんが、その部分で今申し上げたようにマニフェストの財源として充てられた可能性はあるかと思ひます。

ただ、今お話がありましたように、私どもとすれば三・三兆円を事業仕分で捻出をして、その分の中でマニフェストの実現に向けて今回は努力をしてきたと。これからは基本的には更なる努力、歳出削減の努力というものを、独立行政法人あるいは公益法人の見直しというものを徹底的に行う中で見出していくこと、これが大前提であることは改めて申し上げておきます。

○林芳正君 総理は去年の段階で、マニフェストを実行するために更なる国債を出すのはいいか、マニフェストをやめるのか、国民に聞いてみたいと、そこまでおっしゃっておられるので、今の御答弁もそういうことかなと。

しかし、マニフェストを最初に見たとき、この十六・八という数字がびつたり合っているということを含め、御覧になって、国債を増発せずにこういう財源をひねり出してやるんだなというのがこのマニフェストを見たときの素直な国民の受け止めだったと思うんです。そのことは総理もちゃんと御理解いただいていると思うので、やっぱりそのお気持ちにこたえていくためには、税収減がどうであれ、予算の規模がどうであれ、新しい施策は財源をどこから持ってきてやるんだということを是非肝に銘じていただきたいし、実はそのことが先ほど財政運営責任法に書いてあるペイ・アズ・ユー・ゴー原則というやつでございます。

ペイ・アズ・ユー・ゴーでは足りない、借金でこれだけあつて、ですから少しその財源は多めにひねり出さないと新しい施策はやっていけないという少し厳しめの条文にしてあるのでございまして、法制化するというところであればその原則もこの新しい施策に全部当てはめていただければ新規の国債発行にはならないと、こういうことになるわけでございます。

今かなりおっしゃっていただいたように、三十三兆円に税収減の九兆を足すと四十二兆なんです。四十四が最初に独り歩きしたのでございますが、実はこの四十四と四十二の間が、このマニフェストでは書かれておられなかった社会保障費の自然増とか、そういうものが二兆入っている、結局三兆と三兆でペイ・アズ・ユー・ゴー原則を守っていただいていると、私もそこは評価をしているのでございますが、結局、その二兆がここに書いたときに想定していなかった分があつたんで、結果として四十四がマジックナンバーで合っちゃったということなんではないかなと、こう思うんです。ですから、今年はそれで何とかもうこまめに来たわけでございますので、このことをあれこれ言ったつてしようがないところもあるわけなんです、まさに今からお作りになるこの中期財政フレームのときに、是非ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を遵守していただいてやっていただきたい。

そうしますと、マニフェストをかなり圧縮すると、左側を。このことは当然必要になると思ひますし、我々も、逆に言えば、この民主党さんが今おやりになろうとしているこの左側の政策を仕分けをしたらどうなのかなと、こういうふうな思っておりますので、それは我が党でやればいいのかと、こういうふうな思っておりますが、しか

し、なるべくこのお約束したことを一円でも多くやるためには、右側の財源を見付け出すという作業をきちっとやっていただかなければいけないわけですが、そのときに、この右側にあります、よく昨年選挙前後で議論になりました、この表ですと、六・一兆と右側に書いてある大きな、庁費、委託費、全部四角と一緒にしたところの説明のところに天下りの在籍する独立行政法人、特殊法人、公益法人などへの支出、一年に約十二兆円と、ここを精査してやっていくんだということが明記をされておりますが、この間、菅大臣にお聞きをいたしましたら、質問主意書、衆議院の谷議員が出されたものを私が御披露申し上げまして、数が膨大なので調査ができないという政府の答弁書が閣議決定をされておりますが、それはあとのときの衆議院の予備的調査の範囲と質問主意書の範囲が違っているんで、その精査に時間が掛かるんだと、ですから衆議院のあの予備的調査の範囲ということで聞いていただければもう少し何とかなると思うと、こういうような御答弁でございました。

しかし、私は、このマニフェストに書いてあるんですから、もう政権を取ったその日から質問主意書で言われる前に自ら調査をして、この十二兆のうちこれぐらいは無駄があったというのを自ら政府がおやりになるというのが筋ではないかと思えますけれども、総理、いかがでございますでしょうか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 私どものマニフェストにあります六・一兆円の節約額、この大半は四十九兆円の補助金から節約をする、削減をするということ。さらには、庁費四・五兆円というのがあるわけでありまして、いずれにしても、今、菅副総理からお話がありましたように、時間的に若干の遅れはあったことは認めざるを得ないところでありますが、新たな大臣の下で積極的に独立行政法人、公益法人を徹底的に見直してまいります。

本来は、これは民主党あるいは連立与党、全員野球でみんなが参加をしないとかなかすすべてのものを見通すことができないのではないかと、いうふうにも思っております、その辺の仕組みをこれから考えてまいりたいと思っておりますが、徹底的にやはり歳出削減というものを国民の皆さんにお約束をして、国民の皆さんもそのことに、新政権に大いに期待をされていると、そのように考えておりますものですから、このところは休まずにしっかりとやらせていただきたいと思っております。

○林方正君 確かに、しっかりとやっていただいております。これ十二兆出していただきたいと思うんです。

これは、たまたまなんですけれども、平成二十一年の五月二十七日、国家基本政策委員会、麻生、当時の総理と鳩山、多分代表だったと思いますが、実は、会長が大石先生だったんですが、そのことはあれでございまして、ここでも鳩山総理は、四千五百の天下り団体に二万五千の天下った方々がおられて、そこにですよ、国の予算がどれぐらい出ていると思えますか、十

二兆一千億円のお金そこに流されているわけですね。議事録では、そこで発言する者ありと、かつ、会長の大石正光君が、お静かに願いますと、こういうふうなのが入っているんですが、鳩山由紀夫君、更に続けられまして、そのうちの半分が随意契約ですよ。どうなっているんですか、これは、この国は。まさに官僚の利権をそのまま擁護する政治家たちがこのような信じられない天下り天国をつくってしまっているじゃありませんか。どうお考えなんですか。

こう、やっておられるわけでございまして、その後ずっと続いて、最後に、鳩山総理、当時の代表ですが、分かりましたと、これは大石会長から持ち時間を経過しておりますのでという御注意があった後ですが、分かりました。何か意味のない答弁を長くされて時間だけつぶされて、それで党首討論だと言われたら、もったいないですよ、国民の皆さんに。本当に残念でなりません。結局、皆さん方の考え方は、官僚に依存をして予算を組む、しかしほとんどが借金だと。借金で、これはやっつけられないから、二年後は消費税の増税だ。こんなめんどくさな予算を組むような政府には早く御退出を願うよう私も全力を尽くしてまいりたいと思えます。

この勢い、たんに、やっぱ見ていた方が共鳴をされて、政権交代の一つの動きになったと、こういうふうにも思いますが、その所信は、総理、今でも変わっておられません。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 当時のQ.Tを思い出しております。今以上に威勢が良かったなと、そのようには思っておりますが、一つ一つの数字自体は私は間違っておりません。今でも思っております。官僚天国ということ、実際に政権を握ってみて、どのようにその言葉が当たっているかどうかというのはあるかと思えます。しかし、やはりまだまだ独立行政法人、公益法人、これは見直すべきところが多々あると、そのように思っております、十二兆の私はそのすべてが無駄遣いということは申し上げておるわけではありませんが、その中で無駄遣いはかなりあるぞという認識は有しております。それだけに、そこで、Q.Tで申し上げた言葉というものを現実のものにしていくために全力を傾注していかねければならないと、今でもそのように考えております。

○林方正君 総理、いかがでございますか。努力を傾注して全力でやられるということであれば、少なくとももう半年、政権交代してたっております。中期財政フレームを作られるのは六月ぐらいということでございますので、今から仕分もされるということでございますから、この六月の時点で、このマニフェストにお書きになった十二兆、全部は無駄でないとおっしゃいましたけれども、じゃ、この十二兆のうち大体幾らぐらいが思っておられた無駄であつたのか、政権に着いて一年弱たつて分かりましたということを中期財政フレームのときにきちっと数字を出されると約束できますか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今ここで幾らということをおっしゃることはできません。しかし、中期財政フレームを作り上げていくときには、当然、それまでの間にかの間の部分、この枝野大臣の下で事業仕分第二弾が進められていると思っておりますから、その結果というものに基づいた形で、当然将来的な展望をそこで示すわけでありまして、それまでの間の中でしっかりとしたものを出してまいりたいと思えます。

○林方正君 ちよつと私、優し過ぎるのかもしれないんですが、今数字を出して言っているわけではなくて、六月に中期財政フレームを出されるときには、ずっと野党時代からおっしゃつた十二兆のうち幾らものが見付かったのかということをやつていただきたい。今からやられる仕分に基づいてきちつと出すということをおっしゃっていただきましたので、これも優し過ぎると言われるかもしれませんが、もし我々だったら、やっぱりと与党の先生方、もう少し働い

ていただいて、それぞれの部会なんかでそれぞれの担当するカウンタートパートの省庁のところを細かくやれば、あの仕分で、限られた人数で、限られた時間でやるというのは限界があると思います。

そのことをもう少し、カウンタートパート、党内でやっていただければ、先ほどの御質問にもあつたように、その分野でのエキスパートたくさんいらっしゃるわけですから、やつぱりそういうところも使って、あの仕分でテレビでショーをやるだけではないで、そういう作業もおやりになつたらいかがかと思いますが、もしコメントがあれば。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 林委員の申されるところでありまして、今そのことを菅副総理あるいは枝野大臣との間で考えているところでありまして。すなわちこれは、さつきもちよつと申し上げましたけれども、全員野球で臨まないといかぬと。与党の議員が全員何らか、例えば独立行政法人、公益法人を担当してもらつて、そして短期間の間に調べ上げていく、無駄はないかということを行う必要があるかと思つています。

数名の担当の者に任せてしまふと必ずしも十分にならない可能性がある、そのように思つておりまして、そういう仕組みをつくらうかと、今そのように検討しているところでございます。

○林芳正君 ありがとうございます。

前回の仕分のときは、一年生の方は何か国会のまず基本を覚えろということ以外されたという報道を我々は見ておりましたが、さすがに国会対策の基本コースはもう終わつておられるんだらうと、こういうふうに思いますので、是非全員野球でやられたらいいかなということを申し上げておきたいと思ひます。

続いて、時間ももう迫つてまいりましたけれども、税につきましても、今日せっかく総理がお見えでございますから、消費税、いろいろ議論が出ておりますけれども、たしか予算委員会の舛添議員とのやり取りだつたと思いますが、消費税につ

いて議論することは総理もやぶさかではないと、そのときに社会保障目的税的なものにしてはどうかというふうに考えておられるということを御答弁なさつたと記憶しておりますが、この社会保障目的ということは今でも予算総則に実は書いてあるんでございますが、このときに総理がおつしやつた頭の中にあつたのは、民主党さんのマニフェストには最低保障年金というのがありますので、これに消費税がどおんと入つていきますとかなりそつちに使われてしまふということになりまして、社会保障目的と総理がおつしやつたときに、この最低保障年金をどうされるかということはどう考えておられたか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) この年金制度を根本的に変えていきたいと、それは新政権としてそのように考えております。私も民主党の中で、選挙の前であります、考えていたのは最低保障年金という仕組みでございまして、そこには税を全額投入すると。すなわち、税とすれば消費税である、そのように考えておりました。

そのことは、民主党でありますから我々とすればベースにはあるわけでありまして、これから、まずは与党の中で真剣に議論をスタートさせていくつもりでございまして、まだスタートしたばかりでありますのでこれからであります。是非早急に議論を進めて、また将来的には野党の皆様方にもお加わりいただくような形も検討する必要があるかと思つておりますが、いずれにしても、私どもの初期の発想の中で、消費税は最低保障年金というものにまずはベースとしては使うということを考えているところであります。

○林芳正君 明確にお答えをいただきました。たしか岡田代表の時代のマニフェストには、そのために消費税を少し上げるといふところまでおつしやつておられたので、そういうことだといふふうな理解をいたしますが、そういういたしますと、この年金の制度をどうするのかということ

骨格ぐらいは考えて、その上で、その最低保障年金に変わるのなら、そちらに消費税が入つていくとかいうことがないと、中期財政フレームがでないことになりはしないかなとちよつと懸念をいたしますが、総理、いかがでございましょうか。

しかし、二十五年度まではこういうふうにくつたけれども、菅大臣今おつしやつたように、二十六年度から年金の制度ががらつと実は変わるということになると、そこで今度はプライマリーバランスが成り立つ方向になつたと思つたら、最低保障年金の方にばさつと行つてしまつて、その分またお金がこちらの方で足りなくなるというところが当然想定されるわけでございまして、まさにそのことを考えて、今、菅大臣、骨格をおつくりになつて、その先この三年間が整合されるようにするといふふうにおつしやつたといふふうに受け取りましたが、それでよろしうございましょうか。

これはなかなか大きな課題でありますから、そう一か月、二か月という単位では難しいかと思ひますが、少なくとも本格的な議論に入つて、今総理からも話がありました、民主党としてこれまで何度かにわたつて議論をしてきたものも一つの大きなたたき台としながらも、改めて、場合によつては専門家の皆さんにも参加をしていただいて議論を深めていきたいと。六月の中期財政フレームのときまでに結論が出るとかというタイミングは難しいかと思ひますけれども、一つのこの考え方の方向性ぐらいは、その議論も踏まえながら、中期財政フレームとのその段階での整合性は考えなければならぬかなと、こう思つております。

それと、先ほど言われました、フローとしての、その段階で消費税がどうなつていくのか分かりますが、それをどういう目的に振り向ける必要があるのか、ほとんどが年金だけに振り向ける形で成り立つのかどうか、いろいろな問題点があるということは一般的には承知しておりますので、そういうことを含めて、まさに、専門家なり与党の議員なり、場合によつては、ある段階まで来ればこれも与野党で、スウェーデンではありませんが、協議をするような場面も必要かと思ひますが、そういう中でつくり上げていきたいと、このように考えております。

○林芳正君 補正予算のときに、財政全体について我々はいつでも用意があると私が申し上げたときは、鳩山総理は、まあまずは与党からだ、こ

ういふふうにおつしやいましたけれども、あのと

きから比べれば随分、菅大臣、前進ではないかなと評価を申し上げたいとは思いますが。

もう一つ、最後に暫定税率について。総理がせっかくお見えでございますから、前回、予算委員会でも暫定税率を実質的に維持ですね、名前は暫定税率から当分の間というふうに変りました。が、このときに様々な御提案があったと衆議院の委員会でも答弁されておられますので、具体的にはどういう御提案かと私がお聞きしましたら、世論調査と新聞の論調と町の声だと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、大事なことが一つ抜けておりまして、与党からの申入れというのがあるときあったというふうには報道で承知しておりますが、当然のこと、与党からの申入れにはまさに暫定税率を維持しろということがたしか書いてあったと報道で承知しておりますが、当然あとの三つに加えて最後にお決めた判断の中には与党からの申入れがあったということでしょううございませうね。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 確かに与党からの申入れもありました。与党からの申入れというのは国民の皆さんの様々な声を集約したものと、そのようにも考えております。それと併せて、今、林委員がお話をされましたように、様々なこれは世論調査での数字とか、あるいは論説委員方の提案とか、そういったものを私なりに判断をして最終的に政府で決定したものでございます。

○林芳正君 トリガー条項につきましても、この委員会でも、菅大臣、峰崎副大臣と議論させていただきましたが、やっぱり現場の混乱というのが、懸念が残ります。

最後に、総理から、現場、トリガー条項が発動されてまた引つ込むというようなことが起こった場合に、現場の混乱がないようにきっちと対応するということ御決意をいただかせませんか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) まだそのような状況を想定しているわけではありませんが、もしそのような状況になったときには現場が混乱しな

いように最善を尽くします。

○林芳正君 ちょっと、それで終わろうと思ったんですが、心配になりまして、そのような状況はもう法律に、トリガー条項が書いてある以上は想定をさせていただいて、そしてきっちと対応を今からしておいた方がいいと大変なことになりますよと。そのことはもう菅大臣と峰崎副大臣は少なくともお分かりでございましたので、総理もきちと御認識をしておいていただけたことをお願いいたしますし、質疑を終わります。

○荒木清寛君 総理にお尋ねします。

今日の委員会でも財政再建ということが大きな議論になっておりますが、これは政府、政治への信頼がなくて当然できる話ではありません。そうした意味では、またさうこの与党の方で政治と金の問題が出てきたことは大変遺憾でございます。二十二日に小林千代美民主議員をめぐって北教組の違法献金問題で労組幹部二名が政治資金規正法違反のかどで起訴されました。

またさうという気がいたしますけど、もうこれは衆議院は、院は院としていろいろ議論されると思いますが、やはり政党、民主党としても、これは信頼回復の意味で、もうきちんとした処分、けじめを付けるべきだと考えますが、総理の決意をまずお尋ねします。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 小林委員にかかわります政治資金規正法違反で起訴された方が出たということは、大変私どもにとっても遺憾だと、そのように思います。

そして、民主党として党の倫理規則というものを適用するか否かということに関しては、結論を申し上げれば、これは常任幹事会で結論を出すということになっているところでありまして、そのときの判断として、これは委員お分かりのよう

に、二十二日の札幌地検が処分を下した中では、小林議員は政治資金規正法違反には御本人は問われていないというのがございまして、また議員本人はこのことに関して関与を否定をしているというのもこれも事実でございまして、したがいまして、公判を見守ることと本人がいたしているところでございます。

このようなことでございますだけに、今大事なことは、本人自らが、例えばどのような場所であったとしても、しっかりと国民の皆さんに対して説明責任を尽くしていくと、努力をするということではないかと、私はまずそのように思っております。政治家としての責任をどのように果たしていくかということに関しては、それを国民の皆さんがまさにどう受け止めるかということにかかわってくるわけでございますだけに、しっかりとまず本人が説明をしまいたいということが大事ではないかと、そのように考えております。

○荒木清寛君 二十三日の朝の記者団に対する総理のコメントからは少し後退をしているように思いますが、私は政治的、道義的責任を問題にしているわけで、やはりこれは党代表としてのリーダーシップが問われていると、このように思います。

そこで、次に法案に関連してお尋ねしますが、今回の新年度の政府の税制改正では、民主党がマニフェストに掲げた中小企業の軽減税率の引下げも見送りになりましたし、投資減税も延長されただけで、そうした政府の対応には危機感が欠けていると私は言わざるを得ません。

そこで、もう今日は新年度予算が成立するわけでありまして、決まっております。そうしたことも受けて国民新党は既に十一兆円の追加経済対策を表明されたということで、これは与党の中からも今回の対策だけでは力不足というふうにも言っているわけでありまして、総理として今日の予算成立を受けて今後の経済対策についてはどう考えているか、お尋ねします。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 大変早い政

るところでございます。

ただ、御案内のとおり、今日参議院におきまして予算が成立する予定で、まだしている状況ではございませんが、まだ現実には仕上がりではない状況でございます。

したがって、まずはこの予算を仕上げていただいた後、これは補正予算とも合わせてありますが、予算の執行をできるだけ早期に行うということがまず第一でございます。さらには、その中で、予備費というものもあるいは緊急的に経済が厳しくなったという状況のときには二兆円規模で使えるように仕組みとしてはつくられているわけでございますので、その執行が必要かどうかというところを見るのが大事だと思っております。

そのような状況の中で、更に経済というものがどのように推移していくか。私は、いわゆる二番底という状況からは避けられる状況になってきているな、そのようには思っておりますが、しかし、雇用状況などは決して予断を許されない、そういう状況でございます。

したがって、これを注視をしていきながら、必要に応じて適切な措置がとられるような環境を整備しておくことが重要ではないかと思っております。

○荒木清寛君 今日のお昼のニュースでも輸出が増えているという中で、まさに雇用のない景気回復というふうな一つの姿ではないかと思っておりますので、適切な今後の経済運営を要請したいと思います。総理の法人税引下げの発言によりまして、来年度の見直しが現実味を帯びてきました。

るわけでございますけど、私は、そういう課税ベースの拡大ということだけにこだわらず、経済の空洞化、中小企業を含めたこの空洞化を防ぐためには思い切った引下げを私は検討していかねばいけないと思いますが、総理はどの程度の法人税率の引下げが必要だという方向で今検討あるいは指示をしておられるのか、お尋ねします。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) それは、これから議論して決めていく話になります。

法人税に関して今お話がありましたように課税ベースを広げると、すなわち租税特別措置というものの不公平感というものをやはり払拭する必要があらうかと思っております。そこで課税ベースというものを広げていく中で、法人税率というものを国際的な標準というものを見据えながら決めてまいりたいと思っております。ただ、まだ時期も含めてこれから税調で真剣に議論していく必要があらうかと思っております。

また、これは民主党のマニフェストの中でうたっておるところでございますが、中小企業の更なる軽減税率というものをこれは四年間の間でやるというふうには決めておりますが、経済が厳しいときこそ本来やるべき話だというふうには思っております。財源をどのように見出すかということとは大変これは難しい議論でございますが、財務大臣方とも相談をしていく必要があるかと思っておりますが、現在の経済状況というものを見据えて考えれば、やはり中小企業の更なる減税、そして全体としての法人税というものを見直す方向に向けて、できる限り早く動けるような体制をつくり上げてまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 次に、財政再建に関連しまして消費税の問題ですが、政権マニフェストでは、この四年間は消費税率を上げないということは明確にうたっておられますから、そうされたいと思っております。

ただ、議論はしますということでございますが、議論するだけで何も決めないということでは

意味はないわけでありまして、この政権担当期間内に、インボイス制度の導入なども含めて何らかのそういう消費税、この法制の整備を行うつもりはあるのかないのか、内閣の見解をお尋ねします。

○副大臣(峰崎直樹君) この点は、ちょうど専門委員会がスタートしまして、まず所得税から議論し始めていますが、消費税を含めて議論しようということ、先ほどの社会保障財源の問題もありまして、つまり目的税化の問題だとか、あるいは今おっしゃられたインボイスの導入の問題も、軽減税率を入れる、いわゆる逆進性対策として入れるときには必ずこれがないと駄目なのでこういうものも整備するか、あるいは還付式のいわゆる戻し税にするか、これは番号制が必要という、いろんな意味でかなりセットになっておりますので、消費税の改革とそして番号制、インボイス、こういった点をしっかりと十分議論をして、皆さん方にも対案といいますか、どういう処方せんを示せるか、その辺りまでは議論をかなり詰めていきたいなというふうには思っております。

○荒木清寛君 なるべくそうした政策決定もしつかりやつてもらいたいと思います。

そこで、総理に、これは林委員、先行委員の質疑と繰り返しもなおりますけれども、総理は先日の本会議で私の質疑に對しまして、本年前半、六月までの財政運営戦略及び中期財政フレームの作成について、その中で財政健全化への道筋をきちっと示してまいります、このように答弁されました。今もう普天間の問題ばかりが非常に注目されておりますけど、この財政再建の道筋をきちんと六月までに示すということは、今後の国の在り方について、もう勝るとも劣らなく重要な問題だと思っております。今もそのきちんとそうした道筋を示すという決意にお変わりはありませんか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) その決意に変わりはあります。大変これは厳しい議論が必要であることは論をまたない話でございます。

これは財務大臣が中心に今努力をしておられますが、六月までに中期財政フレーム、財政運営戦略というものを決めるということは、その間に財政健全化の道筋をまさに決めていくという話でございますので、その決意は変わっておりません。

○荒木清寛君 そこで、どういう道筋をそこで明記するのかと、書き込むかについてお尋ねします。が、新年度予算では四十四兆三千億円の多額の公債発行、また特別会計からの繰入れといいますが、その依存も過去最高でございます。さらに、今日も日経新聞で報道されておりましたけれども、二十三年度はこの民主党マニフェストを全面的に実行するとすると更に十兆円新規財源を見付けなければいけないと、こういう大変な状況でございます。

そこで、財政再建の道筋という場合には、この歳出の抜本的な見直しはもう当然でありますけれども、この歳入面での改革も当然これは決まなければならないことだと思います。特に、この歳入面では再建は不可能であります。また、この歳入面をしなければこの歳入改革ということではできず、結局多額の公債発行に依存するという体質は改まらない、これはもう言うまでもないことであります。

そこで、六月までのこの中期財政フレーム、あるいは財政運営戦略に盛り込む道筋には、歳出及び歳入両面にわたる改革をきちんと明定をするべきである、また、この歳入改革に関して言うところ、はつきり言えば、増税分についてはきちんとしてこれは福祉の充実に使われるということを担保するよう、な、そういう道筋を明定しなければいけないと私は考えますが、総理の認識をお伺いします。

○国務大臣(菅直人君) まさにこの六月の中期財政フレームにどういう形で何を盛り込むか、そのこと自体がこれからの本格的な議論のスタートになるうかと思っております。

今御指摘がありましたように、今年度の予算が成立をさせていただける見通しは出てまいりまし

たが、この予算編成に当たっても、率直なところ、税収の減、あるいは私たちが思ったほど迅速に無駄遣いを、そこから財源を生み出すことが必ずしも当初考えたほどには簡単にはいかなかったということも含めて、まず私は、やはり今後の、これまでの経緯を含めて、マニフェストについてももう一度総点検を今後についてはして見る必要があるだろうと。基本的には、先ほど来総理が言われておりますように、実現を目指すということは変わりませんけれども、しかし、その中でもどういう形になるのかということの検討が必要だろうと思っております。

また、今御指摘のあった中以外でいいますと、やはり成長戦略というものをどのような形で肉付けをし、また実現可能性を高めていくか。この中で、若干私の考え方を申し上げますと、従来は、消費税にしろ、場合によっては所得税にしろ、税負担という言い方が言葉として使われているわけですが、考えようによれば負担というよりもある意味ではシェアだと、分担だと。つまりは、今デフレ状態の中でお金が流れにくくなっている、そういう中においては、場合によっては税の形でお金をいただいて、そして国民にプラスになる方向でそれを使う、それによってお金が流れることによって仕事が生まれ、雇用が生まれる。そういう形に使うことができれば、逆に、負担ではなくて、ある意味で税という形でお金を回すことが、税と財政支出で回すことが経済成長にもつながって来ると、こういう考え方、こういう形の成長戦略の絵がかけないか、いろいろと専門家の皆さんにも知恵を借りる形で検討をしていきたいと考えております。

そういう意味で、六月までの中期財政フレームについて、先ほど自民党の林議員との議論もありましたが、このフレームそのものを場合によっては法律という形で、国会での議論というものも場合によっては考えてもいいのではないかと、先ほど総理もそういうことを検討をしていきたいとい

うことを言っていたかもしれませんが、そういう中で、率直に申し上げて、この今の状況というのはまさに何十年に一度の日本の危機的状況でありますので、一党一派を超えた形で力をそれぞれお貸ししたく、あるいは協力し合うことで越えていく、そういうぐらいの覚悟でなければ越え切れないと思っております。そういった意味で、中期財政フレームについてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○荒木清寛君 今おっしゃられたマニフェストの見直しは、是非私はやってもらいたいと思います。マニフェストは実現できたが財政は破綻をしたでは、国民は困るわけありますので、お願いいたします。

それで最後に、先ほどもありましたが、この財政健全化目標あるいは道筋を法律として制定するということは、これは是非、総理、やってください。これはもう管財務大臣もやりたいというふうにおっしゃっているわけですし、ただでさえそういう歳出増大圧力というのがあるわけですから、政府が自らを縛るという法規範を提出するということは非常に大事です。また我々野党もその議論の中にしっかり参加していきたい。そういう意味では法制化することは非常に重要だと思えますので、この点は是非、総理、もうここで明確にそういう方向であるということを書いていただきたいと思いますか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 先ほども林委員に対して御答弁を申し上げたところでございますが、私ども、中期財政フレーム、財政運営戦略というものをいざ策定することになります。そのことがしっかりと守られていくためにやはり法定化というのも一つの方法だと、十分にそのように認識をしております。

そのぐらい大変、ある意味での責務を果たさなければならぬ大きなテーマだと思っておりますので、私どもとしてまだ決定をしたわけではございませんが、財務大臣と相談させていただく中で法

制化をすることを十分に検討してまいりたいと考えています。

○大門実紀史君 大門でございます。総理、よろしくお願いたします。

税法の最後の質疑でございますので、私は、この委員会で取り上げさせてもらったことについて、今日は総理のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

最初に、ちよつとつかぬことをお伺いしますけれども、総理は、政界を引退されたら農業をやりたいというのは本当でしょうか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) かつてそういうことを申し上げた覚えがございますし、私の心の中で特に世話になった北海道の皆さん方がございます。北海道、農業が大変厳しい中で頑張っている方がたくさんおられます。私は、できればそういう方々との協力の中で何らかの農業、これは簡単に政治家がすぐに農家になれるという話ではないことは十分存じ上げておりますが、何らかの方法で、農業というのに関心を持っておりますので、もしこの世界から去りました後は、そのことも十分念頭に置いて人生を全うしたいと思っております。

○大門実紀史君 そうおっしゃっていただくことを予定して次の質問を用意したんですけれども、総理の老後のためにも日本の農業を再生していくということは大変重要なんですが、私この委員会です。昨日ですかね、都市農業の問題を取り上げさせていただきました。要するに、都市農業がもうこの二、三十年で半減になったり、三分の一になつてしまつていると、これは食料問題、環境問題からしても看過できないといいますが、もう放置できないというところで、幾つかの省庁ではどうするかということを考え始めてはいるんですけれども、昨日、この委員会でも議論をさせてもらつて、菅副総理は、大変詳しくこの問題いろいろ述べていただいた上で、やつぱり総合的に考えていく課題だということはおっしゃっていただき

ました。

是非、ちよつと申し上げますと、要するに、今までは農水省、財務省、総務省、国交省、それぞれがばらばらにいろんなことを考えてきて、都市農家の方々は何かしてほしいというのをもう長い間いろいろ各省庁にお願いされてきたんですけれども、省庁それぞればらばらに勝手に自分の範囲で考えますので、一向にいろんなことが改善されずにこまひびく状態になつたと。こうなると、もうその省庁の枠を越えてといえますか、横断的にいいますか、予算委員会に求められたJAの参考人の方は、都市農業基本法みたいなものを作つて総合的に位置付けて、その中で施策も、特に税制の問題というのは大きいわけですから、

も、やつてもらいたいとか、個々いろいろあるんですけれども、都市計画の問題もあるんですが。菅副総理には物すごくいい答弁いただいたんですが、すけれども、是非この機会に鳩山総理としても、この都市農業を総合的に考えていくという点で、まさに政治主導でこはやらなきやいけないと思うので、その辺の鳩山内閣の姿勢をお聞かせいただければというふうに思います。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 菅副総理のようないい答弁ができるかどうか、頭の違いがあるんです。ですから御寛容いただければと思います。

今、大門委員がお話されましたように、都市農業、私は規模の問題とかあるいは地価の問題などからいえばそんな簡単な話ではないなと思つておりますが、まさに都市に近いとか、都市にある農業は、これは消費地に近いという大きなメリットもあるわけでありまして、都市農業にふさわしい形で育てていくことが肝要ではないかと思ひます。それにふさわしい形の税制の在り方という議論も一方であるのかもしれないし、省庁の枠を越えた協力の仕方というものも検討する必要がありますのではないかと思つておりました。これは先達であります菅副総理と相談を申し上げながら積極的に進めてまいることができれば

と思ひます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

次のテーマは少し総理と対決する話になると思ひますけれども、今日ちよつと私は予定した質問をしようと思つていたのですけれども、どうも消費税の話が好き勝手に議論されておりますのでちよつと一言言いたいですけれども。

何か、あたかも消費税増税というのは決まつたことのように、当たり前のことのように何か国会では議論されているんですけれども、もう十年ぐらいい前、もつと前からですかね、国会ではこういう議論がずつとあつたんですけれども、一向に増税できないわけですよ。できなかったわけですよ。小泉内閣も、自分のときはやりませんでしたか。いつて結局ずつとできない。

国会の中ではあたかも平気で議論がされているわけなんですけれども、これは国民の皆さんが、やつぱり世論調査を取つてみると、世論調査によつて数字はちよつと動きますけれども、大体半分の人にはやつぱりやめてもらいたい。そのときの景気の状態とかもあります。あるいは、社会保障に使うといつてもやめてほしいという、こういう回答もありますし、いろんなのがあります。とにかく、国民の中でまだ合意が得られていないといひますか、そこまです、上げてもいいよという声になつていないというところが今の現実だと思ひますけれども、国会では平気で議論されているのが私ちよつと不思議な感じがいたしますけれども。総理にせつかくですから基本的な実感をお聞きしたいんですけれども、今消費税というのは国民一世帯当たり年間どれぐらい負担されているかというの、総理、御存じですか。一世帯当たり年間、消費税どれぐらい税額負担しているのか、御存じですか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今まで検討をしたこともありませんでしたから、三百万、五%だとすると十萬から十五萬か、一人当たりですね、その程度ではないかと思ひます。

○大門実紀史君 これは政府として調査しておりませんのでいろいろなところが、生活協同組合とかいろいろなところがこれやっています。大体総理おっしゃるとおり、その上限の方ですけれども、十五万から十七万円の負担をしている。ただ、消費税ですかなかなか取られているところが分からない税金ではあることは確かでございます。これがもしも、平気で議論されていますけれども、二けた、一〇％になると、一世帯当たり三十数万円の負担になるということで、これは大変重い負担の話を何か平気でやっているんじゃないかと。

やつぱり、そういう余り調べたことがないということも私問題だと思ふんですけれども、やつぱり庶民の実感から議論をしてみたいなど。そういうところがありますから、やつぱり家計簿を付けている主婦の方なんかは、いや、増税嫌だよという感じは、幾ら払っているか大体、自分で計算されている人もいろいろございます。

もう一つ、さっきの話で、私は、民主党政権になる前に、麻生さんのときですかね、基礎年金の財源で質問したことがございますが、今日ちゅうどその話が出ていたので伺いたいと思うんですが、林さんの質問のときですけれど、基礎年金の、最低保障年金ですね、この財源を消費税でやっていく方向だということを今日割とはつきりと言われたわけですが、これは御存じかと思ひますけれども、基礎年金の部分は年間約十八兆から十九兆円の財源が掛かって、うち厚生年金が八兆円から九兆円だつたと思ひます、大体ですね。厚生年金は半分企業負担ですよ、つまり八兆円とすると四兆円が企業負担、あと四兆円がその会社で働いている人の保険料でございます。

この企業負担が全部消費税でやたらどうなるのかというのが前にも議論があったわけですね。消費税でありますと全額税でございますから、企業は基本的に消費税負担がございませんで、控除できますので、そうすると国民みんなが消費税で負担する、その四兆円、企業負担が抜けた分、

穴埋めも含めて負担させられるということになつてしまふわけでございます。これは前のときに経団連は、その四兆円分は、企業負担がなくなる分は非正規雇用の対策に回しますとか、いいかげんなことを言っていたんですけれども、この問題は何も解決されておられません。その問題は民主党政権がもしやるとしたらどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、峰崎さんは一言で、総理にも伺いしたいと思つております。

この問題を提起して増税を訴えるとはやはり選挙で痛い目に遭つてきたという、そういう政治家にトラウマが一つあるのかなと。

合わせると、日本はそれほど高くございませぬ。幾つかの前提抜きに、何かもう当たり前のように法人税引下げが先、消費税は避けられない、こういう議論じゃなくて、今総理がおっしゃったように、いろいろなことをもつと緻密に、外国の例もよく勉強して、かなり無知な議論が多いんですね、やつぱりきちつと勉強してその上で国民がどう思うかということも含めて正確な議論をしていただきたいというふうに思ひますが、菅財務大臣でも結構ですけれども、一言。

○副大臣(峰崎直樹君) 総理がお答えになる前に、ちよつと。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 企業負担が軽減された分どうするかという議論は、まだ実際に結論が出ていないという状況ではありませぬ。

○国務大臣(菅直人君) 税の分野は、非常にある意味でそうした緻密な議論も必要だと思つておりまして、今年からは専門委員会という形でその道の専門家の皆さんにもお集まりいただいたりしております。もちろん政治家にとつても自らしっかりと組みなさいいけないということでありまして、ついつい耳に入りやすいところだけが残りまして、けれども、おっしゃったように、しっかりとヨーロッパの問題、他の国のそういう社会保険料と税の計算した問題も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

ただ、今私どもの年金、今ちようど年金問題も含めて基本的な概念を整理しようということになつておりまして、これは社会保障における消費税というものをリンクさせていくという考え方はもちろんあるんですけれども、この基礎年金全額税方式というのは、もちろんいろいろ今まで過去のマニフェストの中に書かれたことがございますが、これらの点についてもいろいろこれから議論をしていかなきゃいけない重要なポイントだというふうに思つております。

○大門実紀史君 もう時間がありませんのでまた消費税の議論はやりたいたいと思ひますが、基礎年金を全部消費税だつた場合、七%から八%そこだけ掛かります。したがつて、それそのものが増税の議論だということはよく御承知ください。

○委員長(大石正光君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。速記を止めてください。

そういう意味で、もう一つ、先ほどどうしても私、消費税、先ほど菅大臣の方は、税制調査会の会長ですが、負担という言い方じゃなくて、これからはいわゆる、何というんでしょうか、助け合いといいますかね、シェアといいますか、分担、そういう意識を持つていくということ、私は、消費税の過去の一八九九年、あるいはもつと言え一九七九年の小平さんの時代からずっと、

あと、ついでに言つておきますけれども、ヨーロッパは、すぐヨーロッパは消費税率が高いからとかおっしゃいますけれども、ヨーロッパは別に目的税ではございません。ヨーロッパの社会保障財源は、ここでも一度示したことがございますけれども、消費税よりもむしろ社会保険料の部分が大きいわけでございます。更に言えば、法人税の引下げの話がもうこれも当たり前のよう議論されてますけれども、社会保険料と法人税の負担両方

○愛知治郎君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、たゞいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案に反対、租税特別措置の適用状況の透明化

等に関する法律案に賛成の立場から討論いたします。

ここで議題となっている歳入関連の法案は、国民の皆様にも多くの負担をお願いするものであります。にもかかわらず、法案を提出している内閣の最高責任者が、国会での審議で明らかになったように納税者意識に欠け、母親からの資金提供などの疑いに對し、いまだ国民の納得する説明を果たしていないのであります。まず、我々が法案に反對する理由は、総理がその立場における責任を全く果たそうとせず国会審議を乗り切ろうとしているからであります。

次に、特例公債法案に関して申し上げます。

日本の財政は大変な局面に入ってきました。国債発行額は、今年度第二次補正後で五十三・五兆円にも上りますが、二十二年予算では、当初でも四十四兆円にも達し、昭和二十一年度以来初めて収支額を上回りました。さらに、十・六兆円ものその他収入が見込まれています。財政投融资特別会計などからの受入れ、いわゆる埋蔵金を何とか掘り起こした苦しいやりくりであります。しかし、埋蔵金は何年も掘り当てることはできない単発のお金であり、すぐに枯渇いたします。今後も二十二年度は追加の経済対策から補正予算が編成される公算があり、二十三年度はマニフェストの全面実行、社会保障費の増大などから大幅な赤字国債の増発が不可避であります。財政破綻への第一歩となる公債特例法案に我々はとても賛成することはできません。

続いて、所得税法等の一部改正案について申し上げます。

民主党は、かねてより暫定税率の廃止を声高にうたい、ガソリン値下げ隊などのパフォーマンスを繰り返してきました。それが、どうでしょう。今回は、昨年末の小沢幹事長のいわゆるツルの一声で暫定税率の存続が簡単に決まりました。しかも、廃止を望んでいた総理の意見は簡単につぶされたのであります。税率が下がりガソリン価

格が安くなることを期待していた国民は多かったはずであります。国民の期待を裏切る今回の税制改正に反対すべきなのは、むしろ民主党の皆さんではないのでしょうか。

また、民主党がマニフェストで明示していた中小企業の法人税を一％に引き下げるといふ公約が実行されていません。我々は、日本経済を支えてきたのは中小企業であり、その活性化こそが景気回復の大前提と認識してきました。だからこそ、自公政権では一八％まで引き下げたのであります。民主党政権では更に引き下げが必要だとの認識だったのでしたが、マニフェストで主張したとおりの引下げをなぜ今実行しないのか、理由が分かりません。これも税制上の公約違反であります。

その一方で、マニフェストには書いてもいないたばこ税の大幅引上げを断行しています。しかも、増税の実施時期は今年十月からであります。国民に痛みを強いる政策だからでしょう、参議院選挙後に先送りをしています。まさに政局あつて政策なしの民主党の体質そのものであります。

なお、租税特別措置の透明化法案に関しては、その目的や適用状況を透明化し、適切な見直しを推進するものであり、課税の公平性に寄与するものであることから賛成をいたします。

責任ある野党である我が党は、以上申し上げまいがしるにした与党の横暴や身勝手な御都合主義の財政運営には強く反対いたします。しかし、国家国民のためになる法案や政策であれば成立を阻むものではなく、またその運営に全面的に協力することを約束して、私の討論といたします。

○荒木清寛君 私は、公明党を代表して、平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に反対、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案に賛成の立場で討論を行います。

まず、公債特例法案に反対する理由を申し述べます。

反対する第一の理由は、財政健全化の理念も命を守る姿勢もなく、ばらまきの平成二十二年予算の財源を確保する法律案となっていることであります。

政府は財政健全化目標をいまだに策定せず、本法律案の前提となる二十二年予算は過去最大規模に膨れ上がりました。他方、子供の安全を確保する学校の耐震化予算は大幅に削減され、子ども手当の財源は事業主や地方に押し付けています。また、中小企業の資金繰り・貸し渋り対策は予算を出し渋るなど、十分な施策を実施しない政府の姿勢に反対いたします。

反対する第二の理由は、多額の公債発行で将来世代に負担を押し付け、無節操なまでの特別会計・積立金等への依存を推し進める法律案となっていることであります。

二十二年予算では、過去最大となる四十四兆三千三百億円の公債を発行し、将来世代への負担の押し付けは目を覆うばかりです。さらに、本法律案では、将来の損失に備えて積み立てた財政投融资特別会計・財政融資資金勘定の積立金を枯渇させるなど、なりふり構わぬ資金集めはとも容認できるものではありません。鳩山内閣の規律なき財政運営は到底認められず、将来世代に対して責任を持つ公明党として本法律案に反対せざるを得ないのであります。

次に、所得税法等改正案について反対する理由を申し述べます。

反対する第一の理由は、本法律案は、厳しい経済状況において必要な投資減税などが十分講じられていないことであります。

政府は、中小企業減税の多くを現状維持にとどめるなど、今必要な景気刺激のための大胆な投資減税を講ずることなく、手をこまねいているだけです。地域経済や雇用を支える中小企業の活性化、企業の国際競争力の強化なくして我が国の経

済の発展はあり得ないことを認識すべきであります。

反対する第二の理由は、マニフェストに反する理念なき増税により国民生活を不安にさせていることであります。

政府は、子ども手当や高校の実質無償化の財源確保のため、マニフェストに掲げられていない特定扶養控除の縮減のほか、個人住民税の扶養控除廃止にも手を付けました。我々も所得控除から手当への考えは理解しますが、つまみ食いの増税により新たな不公平が生じるなど、国民生活を不安にさせるものであり、断固反対です。

このほか、ガソリンの暫定税率の実質的な維持、健康目的と称し、たばこ税の増税は、いずれもマニフェスト違反の安易な増税との批判は免れないことを指摘しておきます。

最後に、本法律案には脱税犯の罰則の強化策など賛同すべき措置もありますが、税制に対する国民の信頼を失墜させた鳩山総理の責任は極めて重大であり、全体として反対せざるを得ません。

なお、租税透明化法案は、税制の透明性確保の観点から賛成することを申し上げて、私の討論を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案及び平成二十二年公債特例法案の二法案に反対、租税特別措置透明化法案に賛成の立場で討論を行います。

自民党政権下での法人税の大幅減税、証券優遇税制の継続は、財政の所得再分配機能を崩し、格差の拡大をもたらしました。アメリカやヨーロッパでは、リーマン・ショック以来、大企業、大金持ちに増税を行い、社会保障、雇用対策にその財源を回すという財政政策の方向転換が始まっております。さきの総選挙の審判を重く見るなら、こういう路線に転換することこそ民主党政権に求められていたのではないのでしょうか。ところが、今回の所得税法改正案は、大企業、大資産家優遇措置を温存しながら、タックスヘイブン対策税制で

は国際的な法人税引下げ競争に更に拍車を掛ける危険性があります。中小企業対策で賛成できる内容も含まれておりますが、所得税法の改正案には以上の点から反対をいたします。

次に、公債特例法案です。

大企業、大資産家優遇税制の見直しなど、負担能力のあるところに応分の負担を求める歳入改革には手を着けず、巨額の赤字国債の発行の継続には反対せざるを得ません。

最後に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案です。

本法案は、減税対象となる企業のうちの上位企業名を公表しないなど、野党時代の民主党案よりも後退している面もありますが、租税特別措置の実態調査と国会への報告を政府に義務付けることで租税特別措置の透明化に資するものであり、賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

○委員長(大石正光君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

初めに、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大石正光君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大石正光君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

愛知君から発言を求められておりますので、これを許します。愛知治郎君。

○愛知治郎君 私、ただいま可決されました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・改革クラブ及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 平成二十二年度予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることにかんがみ、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。

一 今後の予算編成に当たっては、特別会計の積立金・剰余金に過度に依存することなく、できる限り恒久的な財源の確保を図ること。また、国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。

一 少子高齢化やグローバル化といった社会経済構造の変化を踏まえ、安心できる福祉社会や持続的な経済社会の実現、中長期的な財政健全化、地球温暖化問題への対応などが我が国が直面する諸課題を解決するため、所得・消費・資産など税体系全般にわたる税制の見直しを行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(大石正光君) ただいま愛知君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大石正光君) 多数と認めます。よって、愛知君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、菅財務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅財務大臣。

○国務大臣(菅直人君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(大石正光君) 次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大石正光君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。菅財務大臣。

○国務大臣(菅直人君) ただいま議題となりました関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につ

きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率について所要の措置を講ずるほか、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、暫定関税率等の適用期限の延長等であります。

平成二十二年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第二は、水際取締り強化等のための罰則水準の見直しであります。

輸入してはならない貨物を輸入する罪、関税を逃れる等の罪等に係る罰則水準を引き上げることとしております。

第三は、認定事業者制度の整備であります。

保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備することとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大石正光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

〔参照〕

(前田武志委員資料)

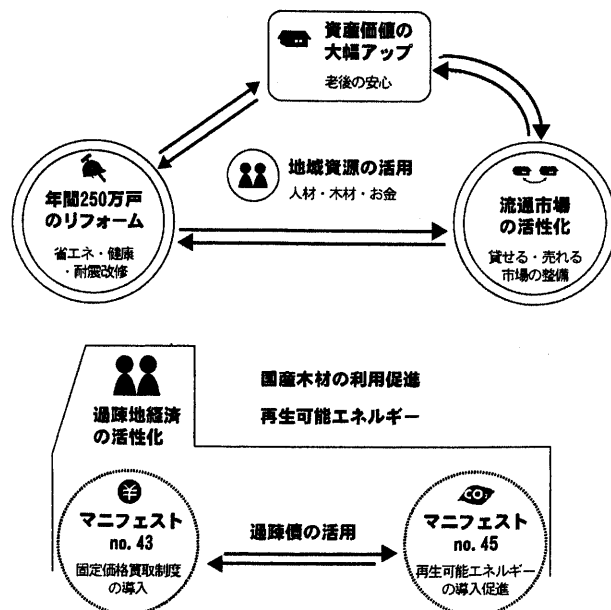
財政金融委員会

2010年3月24日 民主党・新緑風会・国民新・日本
参議院議員 前田武志

CO₂25%削減
**持続可能な
地域経済づくり**
「木の文化」再生



マニフェストno.44 “住宅リフォーム大作戦”



マニフェストno. 43, 45

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(関税法の一部改正)

第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の四」を「第七十九条の五」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)

第五十二条の二 承認取得者は、第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

第五十三条第四号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 前条の規定による届出があつたとき。

第六十二条中「改善措置」の下に「保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出」を加え、「第五十三条第一号」を「第五十三条第二号」に改める。

第六十七条の三第二項中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第三項」に改める。

第七十九条第三項第一号イ中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改める。

第七十九条の二中「第七十九条の四第一項」を「次条及び第七十九条の五第一項」に改める。

第六章の二中第七十九条の四を第七十九条の五とする。

第七十九条の三第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条の規定による届出があつたとき。

第七十九条の三を第七十九条の四とし、第七十九条の二の次に次の一条を加える。

(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)

第七十九条の三 認定通関業者は、第七十九条第一項(通関業者の認定の認定を受けている必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の認定をした税関長に届け出ることができる。

第百八条の四第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第百九条第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第百九条の二第一項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「五百万円」を「七百万円」に改める。

第百十条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同項第一号及び同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第三項中「の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項を削り、同条第四項中「五百万円」を「千万円」に、「当該を」を「当該」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が五百万円を超える場合において、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

6 前項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が五百万円を超える場合において、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第百十二条第一項中「三年」を「五年」に、「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「〔関税を免れる等の罪〕を削り、「三百万円」を「五百万円」に、「当該」を「当該」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「二百万円」を「三百万円」に改める。

第百十七条第二項中「〔関税を免れる等の罪〕」を「又は第五項」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に改める。

別表第一第二・〇七項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法第百八条の四から第百十条まで、第百十二条及び第百十七条の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十二年四月六日印刷

平成二十二年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局